

資料 1

第 3 回児童相談所あり方検討委員会

1. 検討状況について

令和6年1月11日 第1回あり方検討委員会

- ・ 児童相談所の現状 等

1月15日 (南部) 児童虐待防止対策会議

1月23日 (西部) 児童虐待防止対策会議

1月30日 (東部) 児童虐待防止対策会議

3月29日 第2回あり方検討委員会

- ・ 一時保護所の視察
- ・ 児童相談所の現状と課題② 等

2. 一時保護に関する検討について

区 分	あり方検討委員会でのご意見
(1) 一時保護所(県)	○児童虐待相談対応件数に比べて、定員数が少ない ○プライベート空間が圧倒的に狭く、環境改善が必要 ○国の新基準に対応し、施設の建て替えが必要 ○災害時の支援拠点としての考慮が必要 ●児童入所定員があるため、緊急一時保護が最優先となり、 施設へ一時保護委託をせざるを得ない現状 ●行動観察が必要なこどもは一時保護所で十分な対応を行う必要 ●南部児相・西部児相から距離が遠い 等
(2) 一時保護委託(施設等)	○一時保護委託が増加傾向であり、施設等への負担が増加 ○一時保護期間の長期化の改善 ○教育を受ける権利等、こどもの権利を担保していくことが重要 ●里親への一時保護委託を進める体制の構築

○委員からの意見、●市町村や児相職員からの意見

3. 一時保護所の現状について

(1) 県内の一時保護所について

①設置数

中央こども女性相談センター併設の1箇所のみ

②施設概要

建物：平成4年11月竣工、

延べ床面積870.77㎡

定員：12名（男子6名、女子6名）

居室：3人定員×4部屋（※平成29年度予備個室2室を増築）

設備：居室、学習室、屋内運動場、相談室、食堂、調理室
浴室、便所、医務室、事務室 等

3. 一時保護所の現状について

(2) 県内の一時保護の推移

①全体

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
一時保護児童数	(a)	156	193	167	185	197	169	216	187	146	166	215
一時保護延べ日数	(b)	2,422	2,551	3,323	3,943	3,213	2,829	5,573	4,018	5,673	5,483	6,770
平均日数	(b/a)	15.5	13.2	19.9	21.3	16.3	16.7	25.8	21.5	38.9	33.0	31.5

②うち一時保護所

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
保護所児童数	(c)	95	122	123	137	130	103	109	112	91	91	99
保護所延べ日数	(d)	1,417	1,812	2,252	2,748	2,064	1,692	2,824	2,547	2,978	2,837	3,132
保護所割合	(c/a)	60.9%	63.2%	73.7%	74.1%	66.0%	60.9%	50.5%	59.9%	62.3%	54.8%	46.0%
保護所平均日数	(d/c)	14.9	14.9	18.3	20.1	15.9	16.4	25.9	22.7	32.7	31.2	31.6

③うち一時保護委託

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
委託児童数	(e)	61	71	44	48	67	66	107	75	55	75	116
委託延べ日数	(f)	1,005	739	1,071	1,195	1,149	1,137	2,749	1,471	2,695	2,646	3,638
委託割合	(e/a)	39.1%	36.8%	26.3%	25.9%	34.0%	39.1%	49.5%	40.1%	37.7%	45.2%	54.0%
委託平均日数	(f/e)	16.5	10.4	24.3	24.9	17.1	17.2	25.7	19.6	49.0	35.3	31.4

◆過去10年間で、一時保護児童数は、**1.38倍**（H24：156人→R4：215人）、
一時保護延べ日数は、**2.80倍**（H24：2,422日→R4：6,770日）に増加

◆一時保護委託児童数は、**1.90倍**（H24：61人→R4：116人）
一時保護委託割合（H24：39.1%→R4：54.0%）、
平均委託日数（H24：16.5日→R4：31.4日）ともに増加

4. 一時保護施設の設備及び運営に関する基準（国）

（１）概要

- ①一時保護施設の第三者評価
- ②児童の権利擁護等
- ③児童の健康状態の把握
- ④設備基準
- ⑤職員配置基準
- ⑥夜間の職員配置
- ⑦一時保護施設の管理者、指導教育担当職員
- ⑧児童の教育
- ⑨衛生管理等
- ⑩その他運営に関する事項
 - ・安全計画、業務継続計画の策定、食事、秘密保持、苦情対応 等
- ⑪経過措置
 - ・設備基準については、現に存する一時保護施設については従前のとおり 等

4. 一時保護施設の設備及び運営に関する基準（国）

（２）設備関係

【設備の基準】第１５条抜粋

○一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- ・ 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、
ユニット（注１）を整備するよう努めること。
- ・ 児童の**居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上**とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。
- ・ **少年（注２）の居室の一室の定員は、一人とするよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上とするよう努めること。**
- ・ **居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。**
- ・ 児童の生活の場は、**児童のプライバシーの保護に十分に配慮**した環境を整えること。

（注１）ユニット：居室と設備が一体的に構成される場所。概ね六人以下。

（注２）少年：小学校就学の始期から、十八歳に達するまでの者

4. 一時保護施設の設備及び運営に関する基準（国）

（３）運営関係

【児童の権利擁護】第９条

- 都道府県知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、**児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明**を行わなければならない。
- 一時保護施設においては、入所した児童に対し、**その意見又は意向を尊重した支援**を行わなければならない。

【児童の権利の制限】第１０条

- 一時保護施設においては、**正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。**
- 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

【児童の行動の制限】第１１条

- 一時保護施設においては、**施設等により児童の行動を制限してはならない。**

4. 一時保護施設の設備及び運営に関する基準（国）

【児童の所持品等】第12条抜粋

- 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。
- 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

【入所した児童及び職員の健康状態の把握等】第27条抜粋

- 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

【生活支援、教育及び親子関係再構築支援等】第29条抜粋

- 一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【衛生管理等】第25条抜粋

- 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。
なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5. 国の新基準（設備関係）への対応状況

	国の新基準	一時保護所（県）の現状	検討の 必要性
全般 (第15条)	<u>児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場又は屋外運動場</u> （一時保護施設の付近にある屋内運動場又は屋外運動場に代わるべき場所を含む。）、 <u>相談室、食堂</u> （ユニットを整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、 <u>調理室、浴室及び便所</u> を設けること。	・すべて設置済 （居室、学習室、屋内運動場、相談室、食堂、調理室、浴室、便所）	—
	児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、 <u>ユニットを整備</u> するよう努めること。	・ユニット整備なし	有
	児童の生活の場は、 <u>児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。</u>	・居室が3人部屋のため、一人で過ごしたいときは時間を分ける等、運用面での工夫で対応	有 ※更なる改善について検討が必要

（注）ユニット：居室と設備が一体的に構成される場所。概ね六人以下。

5. 国の新基準（設備関係）への対応状況

	国の新基準	一時保護所（県）の現状	検討の 必要性
居室 (第15条)	児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。	・ 入所当初は、保護所職員が、まず安心して過ごせることを一番に支援 不安を感じたり落ち着かない時は、担当福祉司や心理司と協力して話を聴いたりして対応	有 ※更なる改善について検討が必要
	一室の定員は、これを <u>4人以下</u> とし、 その面積は、 <u>1人につき4.95㎡以上</u> とすること。 ただし、乳児又は幼児のみの一室の定員は、これを <u>6人以下</u> とし、 その面積は、 <u>1人につき3.3㎡以上</u> とすること。	・ 定員：3人 ・ 面積：1人につき4.32㎡ (1部屋12.96㎡／3人定員)	有 ※面積が基準を満たしていないため検討が必要
	少年の居室の <u>一室の定員は、1人</u> となるよう努めるとともに、その面積は、 <u>8平方メートル以上</u> とするよう努めること。	・ 予備個室面積：8.89㎡ ・ 必要に応じ、予備個室で対応	有 ※専用個室について検討が必要
	少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童で同一の居室を利用できるよう、 <u>複数の児童での利用が可能な居室</u> を設けること。	・ 2人まで対応可	有 ※3人の場合は検討が必要
	入所している児童の年齢等に応じ、 <u>男子と女子の居室を別</u> にすること。	・ 男女別 (男子2部屋、女子2部屋)	—

(注) 乳児：1歳未満の者、幼児：1歳から小学校就学の始期に達するまでの者、少年：小学校就学の始期から18歳に達するまでの者

5. 国の新基準（設備関係）への対応状況

	国の新基準	一時保護所（県）の現状	検討の 必要性
学習室 (第15条、以下同じ)	児童の人数に応じた <u>必要な面積</u> を有すること。	・ 学習室：32.33㎡ ・ 屋内運動場：295.1㎡	—
屋内運動場 (屋外運動場)			
浴室	男子用と女子用とを別にすること。 ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。	・ 男女別	—
便所			
居室、浴室、 便所	<u>入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等に配慮</u> すること。	・ 男女別 ・ ジェンダーアイデンティティへの対応は、本人の希望に添って、個室、通称名の使用等を実施	有 ※更なる改善について検討が必要
医務室、 静養室	児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。	・ 医務室設置	—

6. 国の新基準（運営関係）への対応状況

	国の新基準	一時保護所（県）の現状	検討の必要性
児童の権利擁護 〔第9条、第10条〕 〔第11条、第12条〕	一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、 <u>児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。</u>	・ 入所時の説明 ・ こどもの権利ノートの配布 ・ 意見箱の設置	有 ※更なる改善について検討が必要
	入所した児童に対し、 <u>その意見又は意向を尊重した支援を行わなければならない。</u>	・ アドボケイトを派遣し、意見表明の機会を確保 ・ 対応結果のフィードバックの仕組みづくりを検討中	有 ※更なる改善について検討が必要
	正当な理由なく、 <u>児童の権利を制限してはならない。</u>	・ 児童の安全を考慮し、スマートフォンの使用や、個人的な外出は認めていない。	有 ※更なる改善について検討が必要
	施設等により <u>児童の行動を制限してはならない。</u>	・ 施設なし	—
	合理的な理由なく、 <u>児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。</u>	・ 心理的安定につながる「ぬいぐるみ」や、保湿クリームなどの衛生用品等は持込み可	有 ※更なる改善について検討が必要

6. 国の新基準（運営関係）への対応状況

	国の新基準	一時保護所（県）の現状	検討の 必要性
児童の健康 状態の把握 (第27条)	入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、 <u>医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置</u> を講じなければならない。	・ 入所時等の健康診断 ・ 必要に応じ、医療機関を受診	—
児童の教育 (第29条)	学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、 <u>通学の支援その他の必要な措置</u> を講ずるよう努めなければならない。	・ 現役の教員を配置し、学習支援を実施	有 ※更なる改善 について 検討が必要
衛生管理等 (第25条)	入所している児童に対し <u>清潔な衣服を提供</u> しなければならない。なお、 <u>下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供</u> しなければならない。	・ 下着は所持するものを使用可、用意できない場合は、新品を提供	—

7. 一時保護所の今後の方向性（案）

- （１）一時保護施設の設備及び運営に関する基準（国）への対応
 - ・ 国の基準に準じ、令和6年度中に県条例を制定
 - ・ 設備関係では、ユニットや個室の整備、児童のプライバシーやジェンダーアイデンティティ等に配慮した条項を規定
 - ・ 運営関係では、児童の権利擁護、教育など、個々のこどもに応じた、より手厚い支援が可能となるように条項を規定
- （２）多様なニーズに対応できる選択肢の確保
 - ・ 多様な一時保護先（里親等）の確保
 - ・ 一時保護専用施設の整備の検討



8. 今後のスケジュール（予定）

令和6年 10月頃 第4回あり方検討委員会